

平成28年度地域別最低賃金改正等についての意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月17日

提出者

生越俊一
山本 誉
岡本昭二
田中八洲男
白石恵子
岩田浩岳

平谷 昭
遠藤力一
洲浜繁達
和田章一郎
角 智子
藤原常義

吉田雅紀
中島謙二
佐々木雄三
園山 繁
須山 隆
田中明美

(別紙)

平成28年度地域別最低賃金改正等についての意見書

政府は、昨年、「一億総活躍国民会議」においてGDP600兆円の強い経済実現に向けた当面の緊急対策として、賃金及び最低賃金引き上げを通じた消費の喚起と最低賃金引き上げに向けて中小企業者、小規模企業者の支援を図ることを確認しています。

中央最低賃金審議会においては、2010年の雇用戦略対話における最低賃金引き上げに関する合意など近年の一連の政府方針を踏まえた議論が行われ、最低賃金の底上げが図られてきたところであり、さらに、拡大する地域間格差の課題も含め最低賃金の今後のあり方についても審議が継続中です。また、島根県の昨年の審議会においても、公労使の真摯な議論のもと、最低賃金が時間額表示となった平成14年度以降、過去最高の引き上げが行われたところです。

しかしながら、本県においても、地域別最低賃金近傍で働く多くの未組織労働者は年2000時間働いてもその収入は140万円程度、ワーキングプアといわれる年収200万円台にも遠く及ばず、経済的に自立した生活を営むことが困難な状況にあるのが実態です。

最低賃金制度は勤労者の生活を支える最大の柱であり賃金のセーフティネットであるべきものですが、本県の最低賃金は依然適正水準とは言い難いものです。また、都市部との賃金水準格差がさらに拡大すれば、若者を中心とした県内定住や人口減少に歯止めをかけることはできません。

こうした現状に鑑み、本議会は下記事項を強く要望します。

記

- 1 国においては、平成28年度地域別最低賃金の改定に当たっては、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者」の実態を考慮し、一般労働者の賃金水準、経済諸指標、中央水準、また当該県の実体経済、生活環境などを踏まえた適正な水準引き上げに向けた改定を図るよう指導・助言を行うこと。
- 2 その際、特に、国においては、未組織の勤労者やパートタイムの勤労者等にも配慮した当該地域別最低賃金について十分な審議がなされるよう、徹底すること。
- 3 国においては、「一億総活躍国民会議」の確認を踏まえ、適正な最低賃金の改定に合わせて、中小企業者、小規模企業者に対する助成の拡充を早期に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済再生担当大臣

内閣府特命担当大臣（規制改革）

【平成28年6月17日原案可決】